厚 生 労 働 省
埼玉労働局発表
平成 26 年 3 月 25 日

担当
埼玉労働局労働基準部
健康安全課長　星野定美
地方主任産業安全専門官　樺澤重夫
電話　048-600-6246

建設業における墜落死亡災害防止対策の緊急要請について

－県内建設関係 7 団体に対し作業床設置や安全帯使用等の徹底等を要請－

埼玉労働局（局長 代田雅彦）は、建設業の死亡災害の増加に歯止めをかけるため、建設業における死亡災害防止緊急対策について、県内建設関係団体 7 団体に対し、平成 26 年 3 月 24 日に要請を行いました。

その概要を以下のとおり発表します。

1　平成 26 年の死亡災害の死亡者数は 3 月 19 日現在で 10 人、このうち建設業が 5 人で、半数を占め、建設業の前年同時期の 1 人に比べ 4 人（400%）増加している。（別紙１及び別紙２参照）。

2　建設業の死亡災害は、
① 「墜落・転落」によるものが 3 人（60%）と最も多く、「飛来・落下」が 1 人（20%）、「交通事故」が 1 人（20%）となっている。
② 墜落・転落する箇所（起因物）は「屋根・はり等」が 1 人（33%）、「仮設物・建築物等」が 1 人（33%）、「はしご等」が 1 人（33%）となっている。

3　このような中、建築工事件数が増加傾向にあり、また、低層住宅工事等では、近年、屋根上への太陽電池パネルの設備工事等が増加傾向にあり、死亡災害等の労働災害の増加が懸念される。

4　これらのことに鑑み、墜落・転落災害等の防止の徹底を期すため、次の事項について重点的に取り組むよう要請した。
① 高さ２メートル以上の箇所における作業に際して、手すりの設置等の措置を講じた作業床の設置。また、作業床を設けることが困難な場合における安全帯の使用等の措置の実施
② はしご使用時の上部及び脚部の固定等の転位防止措置の実施、昇降時の親綱又は安全ブロックの使用及びハーネス型安全帯の使用の勧奨
③ 屋根上等における踏み抜きによる墜落災害の防止措置の実施

平成２６年　死亡災害発生状況

別紙1
埼玉労働局

業種別(同期比較)

業種別累計							増減	
業種	平成24年	交通事故	平成25年	交通事故	平成26年	交通事故	増減	除く交通事故
製造業	5	1	1		2		1	1
鉱業							0	0
建設業	3	1	1	1	5	1	4	4
交通運輸事業							0	0
陸上貨物運送事業	3	1					0	0
農林業							0	0
その他			4	1	3	1	-1	-1
全産業	11	3	6	2	10	2	4	4

署別(同期比較)

署別累計							増減	
監督署	平成24年	交通事故	平成25年	交通事故	平成26年	交通事故	増減	除く交通事故
さいたま			1				-1	-1
川口	1		2	1	2	1	0	0
熊谷	2	2			1		1	1
川越	1						0	0
春日部	4	1	1	1	3		2	3
所沢	2		2		4	1	2	1
行田	1						0	0
秩父							0	0
全署合計	11	3	6	2	10	2	4	4

業種別・事故の型別

事故の型／業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	飛来・落下	激突され	火災	交通事故	崩壊・倒壊	転倒	その他	合計	前年合計	前年比
製造業		1					1			2	1	1
鉱業										0	0	0
建設業	3		1			1				5	1	4
交通運輸事業										0	0	0
陸上貨物運送事業										0	0	0
農林業										0	0	0
その他		1				1			1	3	4	-1
合計	3	2	1	0	0	2	1	0	1	10	6	4
前年合計	0	2	0	2	0	2	0	0	0	6		
前年比	3	0	1	-2	0	0	1	0	1	4		

（注）　平成26年死亡者数は前年同期比　　66.7 %増加している。
交通事故による死亡者数は内数である。
陸上貨物運送事業には、貨物取扱業を含む。
本集計は発生日によるものである。

平成26年3月19日現在

平成26年　死亡災害発生事例

別紙2

平成26年3月19日現在

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	1月	6時	建設業 (建築)	10～29人	所属事業場の命令により、私用のワゴン車で3人の作業員を乗せて越谷市内から所沢市内の建設現場へ向かった。途中、さいたま市内の国道を走行中にワゴン車がスリップし、横転、畑に転落した。この事故で運転者が死亡、他の同乗者3人も負傷した。	交通事故	乗物
2	2月	10時	建設業 (その他)	10～29人	鉄骨製の折板屋根上で太陽光パネルの設置工事の後片づけを行っていたところ、屋根に設けられた天窓(金網入りガラス製)を踏み抜き、約6メートル下に墜落、3週間後に頭部外傷により死亡したもの。ヘルメットは着用していた。	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌
3	2月	14時	建設業 (建築)	10～29人	木造平屋建て新築工事現場において、同僚6名と梁の上に架け渡した足場板の上で作業を行っていたところ、バランスをくずして約3メートル下のコンクリートの土間に墜落した。	墜落・転落	仮設物、建築物、構築物等
4	2月	15時	建設業 (土木)	30～49人	橋脚に構築した足場上において、橋桁と橋桁の間にある既設の非排水材の撤去作業を行っていた。止水ゴムと支持金具を取り外したところ、非排水材が落下し、下敷きになったもの。	飛来、落下	その他の材料
5	3月	9時	建設業 (建築)	1～9人	戸建住宅の屋根に太陽光パネルを設置する準備のため、2F屋根まで架けた荷揚げ機のレール(梯子形状)を片手に荷物を持って上っていたところ、レールが横にずれて地面に墜落した。ヘルメットは着用していなかった。	墜落・転落	はしご等

埼労発基 0324 第 1 号
平成 26 年 3 月 24 日

別記建設業関係団体の長あて

埼玉労働局長

「墜落による死亡災害等の防止対策の徹底について（緊急要請)」について

建設業における労働災害については、長期的には減少傾向にあるものの、平成25年は、死傷災害が本年2月末日確認値で増加しており、死亡者数は、年前半の3人に対し後半は9人と増加しております（本年3月19日確認値）。

さらに、本年に入っても、死亡者数が引き続き増加傾向にあるとともに、全業種の半数を占めるに至っており、昨年後半からの墜落による死亡災害等の増加傾向が本年に入っても継続・拡大している厳しい状況にあります。

このため、別添のとおり墜落による死亡災害等の防止対策の徹底についての緊急要請をいたします。

つきましては、建築工事の集中が見込まれる年度末及び 4 月末からの大型連休前までの間を目途としまして、各建築工事現場における要請内容の集中的な実施に向け、傘下の会員の皆様への周知を図っていただきますとともに、自主的な安全パトロールの実施等の実効ある対策を早急に講じられますよう、お願いします。

なお、講じられた対策の実施結果については、本年 4 月 30 日(水)までに本職あて、報告されるよう併せてお願いします。

別記

1　　建設業労働災害防止協会埼玉県支部
2　　埼玉住宅工事安全協議会
3　　一般社団法人埼玉県建設業協会
4　　全建総連埼玉県建設労働組合
5　　埼玉土建一般労働組合
6　　埼玉県鳶・土木工業会
7　　埼玉県住まいづくり協議会

別添

墜落による死亡災害等の防止対策の徹底について（緊急要請）

平素より労働行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の労働災害につきましては、関係各位におきますご尽力もあり、長期的には減少してきておりますが、平成25年においては、死傷災害が703人（本年2月末日確認値）と前年同期比5人増（＋0.7%）であり、死亡者数は墜落による7人をはじめ12人と、年前半の3人に対し後半は9人と増加しております（本年3月19日確認値）。

また、本年に入りましても、建設業では工事量が増加する中、死亡者数が墜落による3人をはじめ5人（本年3月19日確認値）と前年同期比4人増（＋400%）と引き続き増加傾向にありますとともに、全業種(10 人)の半数を占めるに至っており、昨年後半からの墜落による死亡災害等の増加傾向が本年に入っても継続・拡大している厳しい状況にあります。

こうした状況におきまして、墜落による死亡災害等の防止対策の徹底を期すべく、昨年来要請している事項（※）に加えまして、特に、災害発生状況を踏まえた下記の3点の重点事項に係る対策を講じられますよう、要請いたします。

記

1　高さ２メートル以上の箇所における作業に際して、手すりの設置等の措置を講じた作業床の設置。また、作業床を設けることが困難な場合における安全帯の使用等の措置の実施(別添「補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」参照)

2　はしご使用時の上部及び脚部の固定等の転位防止措置の実施、昇降時の親綱又は安全ブロックの使用及びハーネス型安全帯使用の勧奨

3　屋根上等における踏み抜きによる墜落災害の防止措置の実施

（※）①　平成25年11月21日付け埼労発基第1923号「埼玉年末・年始無災害運動の実施について」

②　平成25年12月3日付け埼労発基第1992号「低層住宅工事及び関連する設備工事における墜落・転落災害の防止について」

平成26年3月24日

埼玉労働局長　代田雅彦

補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について

〔屋根・建物からの墜落防止のための検討委員会報告書のポイント〕

（注）本リーフレットは設備的な墜落防止措置を講ずることが困難な場合における工法・器具についてとりまとめたものです。

ポイント1　適正な保護具を正しく装着しましょう！

保護帽は、墜落による危険の防止用であること確認しましょう。（検定合格ラベルを確認しましょう。）

あご紐をしっかり締め、作業中にぐらつかないように装着しましょう。

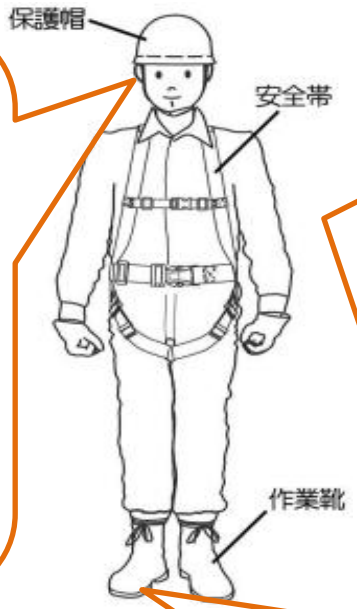

安全帯は、作業床がない等墜落のおそれがある高さ２ｍ以上の高所作業を行う場合は、必ず使用しましょう。

特に、墜落災害の危険性の高い作業や墜落時に救出に時間がかかる場所での作業の場合は、墜落時の衝撃を少なくする**ハーネス型安全帯**を使用しましょう。

作業靴は、滑りにくく、屈曲性の優れたものを使用しましょう。

ハーネス型安全帯

墜落阻止時の衝撃荷重を腿や胸、肩などのベルトで分散して受け止めるもの

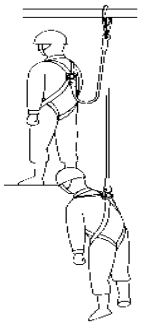

胴ベルト型安全帯

墜落阻止時の衝撃荷重を腰のベルトで受け止めるもの

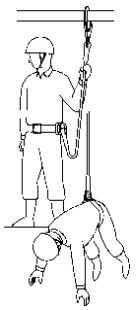

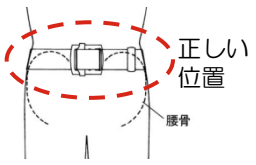

ポイント２　組み合わせる墜落防止用器具は適正なものを使用しましょう！

安全器

親綱又は子綱と安全帯とを接続し、両者の位置関係を調整するための器具

伸縮調節器

ロープを使う長さを調節する器具

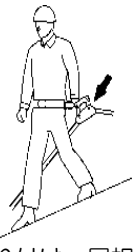

子綱に取り付け、屋根の広さに応じ、子綱の長さを手動で調節するために使用します。

ポイント

損傷がなく、伸縮機能に問題がないこと

スライド（グリップ）

垂直親綱に取り付け、安全帯と接続する器具

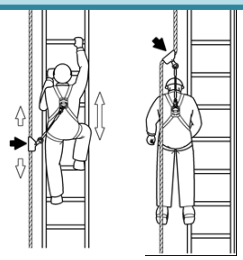

作業者の動きに伴い、垂直親綱に沿って動きます。（グリップは操作が必要）

ポイント

作業前にスライド（グリップ）の落下防止機能に問題がないか確認すること

安全ブロック

ワイヤロープ又はストラップを自動的に巻き取る機能を持ち、作業者が墜落したとき、自動ロック装置により地上面等への衝突を防止する墜落阻止器具

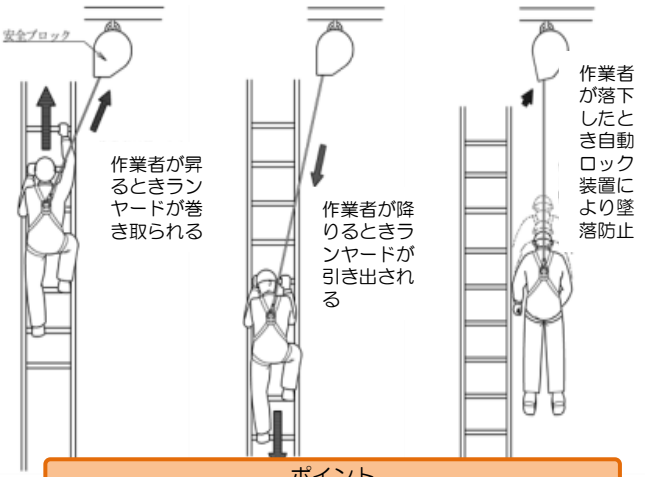

ポイント

本体ベルトに変形、損傷がなく、ロック機能が正常に働くこと

親綱

墜落を防ぐため、安全ブロック・子綱・安全器（又は安全帯）を取り付けるためのロープ

水平親綱

親綱として水平に設置したロープ

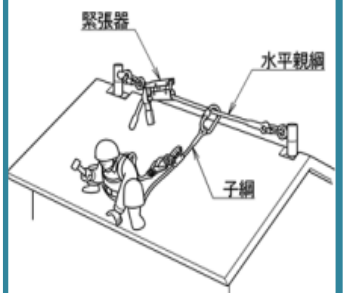

通常、緊張器によって張力をかけた水平親綱と子綱とを併用し、子綱に取り付けた安全器によって安全帯と接続します。

垂直親綱

親綱として垂直状態にあるロープ

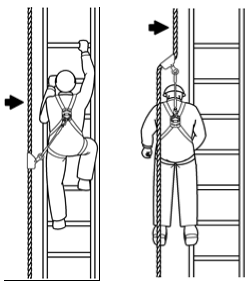

主にスライド（グリップ）によって安全帯と接続します。

ポイント

損傷、摩耗、型崩れなどがないこと

安全帯用フック

安全帯のロープ（又はストラップ）の先端にあり、丈夫な構造物などに接続するための金具

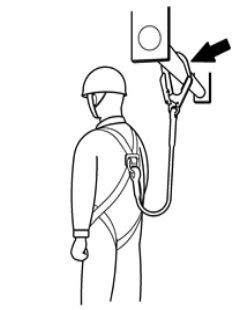

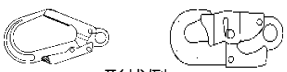

形状例

カラビナ

安全帯のフックと同じ目的で使われる環状の専用金具

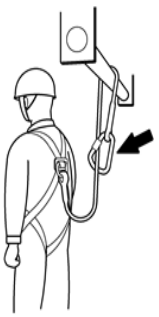

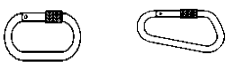

形状例

ポイント

金具に傷、亀裂、変形がないこと

ポイント３　屋根・建物からの墜落防止用器具を組み合わせた工法は、それぞれ使用上の注意点に十分留意して採用し、工事を実施しましょう！

墜落防止工法とは

事前に設置方法、取扱方法（操作方法）について、取扱説明書を熟読するとともに、製造業者等からの説明を受けましょう。

■　屋根・建物の解体や改修工事や除染作業、ソーラーパネルの設置作業等のうち、短期間で終了し**屋根の先に手すりや足場を設置するより安全面において合理的であると考えられる場合**においてのみ適用できます。

■　なお、屋根勾配が6/10以上である場合等、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合には、屋根用足場等の作業床の設置が必要です。

①親綱と安全器の組合せ工法

親綱と安全器を組み合わせて、軒先からの墜落防止

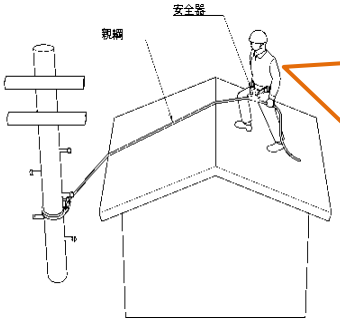

作業範囲が限られます。

この図の場合、屋根棟の右側部分のうち、屋根中央と軒先付近で作業が可能です。

屋根棟の左側部分又は屋根けらば付近での作業を伴う場合は、別途安全対策が必要です。

・親綱の一端は堅固な構造物等に連結し、他端は安全器を介して安全帯と連結します。

・構成部材が少なく、設置は容易ですが、作業可能な範囲を超えないことが必要です。また設置時には、はしご昇降時の安全対策等を適切に行うことが必要です。

機材の構成の例

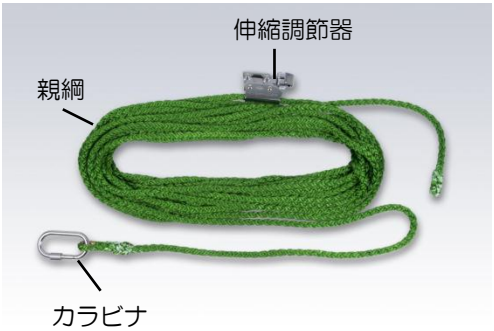

②水平親綱と子綱(安全ブロック)の組合せ工法

棟に支柱等の支持部材を固定し、水平親綱を設置。これに子綱・安全ブロック等を取り付け、墜落防止

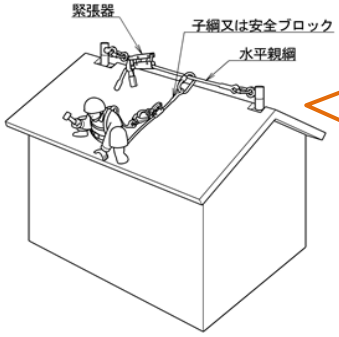

子綱の適切な使用又は安全ブロックの使用により、屋根全面の作業が可能です。

・設置は比較的容易ですが、設置時には、はしご昇降時の安全対策等を適切に行う必要があります。

・水平親綱ロープの径や張力等により、労働者の滑落距離・軒先からの落下距離に違いが出るため、作業を行う屋根面の大きさや軒先高さを踏まえた施工計画を策定する必要があります。

機材の構成の例

親綱

子綱

安全ブロック

支柱

③親綱と安全ブロックの組合せ工法

フック金具（軒先に引掛ける金具）を使用して、親ロープを設置し、墜落防止

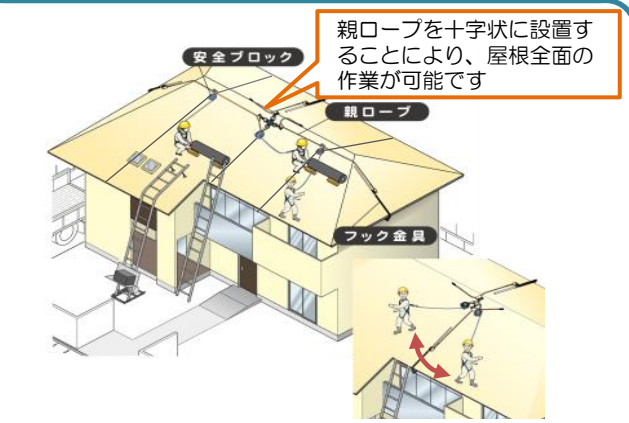

- 構成部材は多いですが、設置は比較的容易です。ただし、設置時には、はしご昇降時の安全対策等を適切に行う必要があります。
- 安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）を使用するため、作業者の移動に応じてストラップを繰り出し、巻取りできるので作業の効率が高いものです。

機材の構成の例

④地上からの親綱設置先行工法

ウェイトバケット又はフック金具（軒先に引掛ける金具）を使用して、親ロープを十字状に設置し、墜落防止

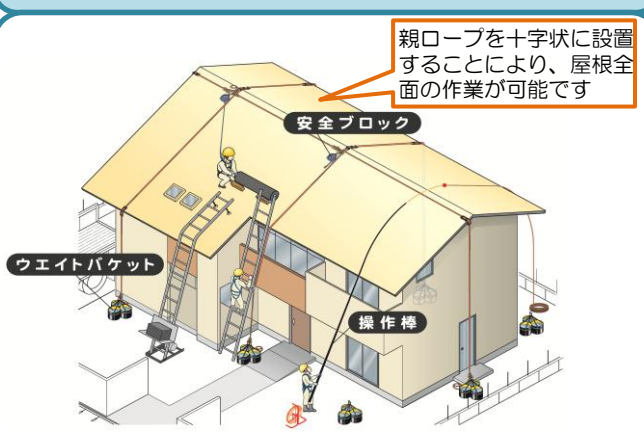

- 構成部材は多いですが、設置は比較的容易です。特に親綱を地上から設置するため、親綱の設置作業を含め安全性が高いものです。そのため、①～④の工法の中で最も安全性が高いと考えられます。
- 安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）を使用するため、作業者の移動に応じてストラップを繰り出し、巻取りでき作業の効率が高いものです。

機材の構成の例

はしごの使用方法のポイント

① **補助者が支えて**ください。
② 設置場所は**安定した水平な場所**にしてください。
③ **変形したはしごは使わない**でください。
④ はしごのたてかけ角度は**約75度**にしてください。
⑤ はしごの先端の突出し長さは、屋根軒先より**60cm以上**としてください。

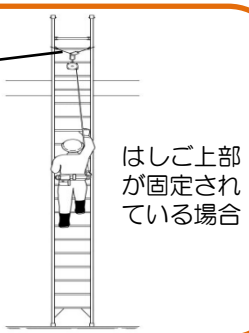

◆技術相談の窓口　（公社）日本保安用品協会
東京都文京区湯島2-31-15和光湯島ビル5階　Tel03－5804－3125

◆報告書の入手先　（独）労働安全衛生総合研究所（ホームページ）
http://www.jniosh.go.jp/results/2011/0330/index.html